

令和 8 年 度

定期監査等結果報告書

(選挙管理委員会)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 選挙管理委員会

(2) 範囲 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和8年4月27日

イ. 講 評 令和8年5月11日

(3) 期 間 令和8年4月13日 ～ 令和8年5月11日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 備品台帳の整備について

備品台帳への記載漏れや、廃棄済み備品の削除漏れが散見された。また、台帳記載はあるものの、長期間の経過により所在不明となっているものもあり、事務局が実態を把握できていない備品も存在していた。

選挙管理事務においては、取り扱う資機材が膨大かつ多種多様であり、さらにその一部が各投票所等に分散して保管されていることから、管理に多大な労力を要することは理解する。現に、所管倉庫内の整理整頓状況は概ね良好であり、備品の保管状況自体は適切であった。

しかし、台帳上の管理と実態との乖離は、公有財産の正確な把握を妨げるだけでなく、今後の更新計画等に支障を来す恐れがある。

については、本監査を機に、各投票所等の保管場所を含めた全備品の確認を行い、実態に即した備品台帳の再整備を図られたい。

2. 明るい選挙推進協議会補助金について

本補助金交付要綱においては、「補助対象事業は、補助金の交付を受ける年度内に完了しなければならない」旨が規定されており、原則として当該年度内に実施される直接的な経費のみが補助対象となる。

しかしながら、実績報告における決算報告書を確認したところ、貯蔵品残高として郵便切手および郵便葉書が次年度繰越額として計上されていた。これらは当該年度の事業執行に供されず、次年度以降に使用されるものであるため、本補助金の対象経費として算入することは認められない。

今後は補助対象経費の範囲について改めて周知徹底を図るとともに、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。